

一橋大学博士学位申請論文審査報告書

平成 31 年 2 月 28 日

申請者 范 耕維
論文題目 違法捜査を量刑事情とすることの正当化根拠: 刑罰目的の観点からの検討
を中心に
審査員 本庄 武 (主査)、橋本正博、王 雲海

本論文は、違法捜査が行われた場合に刑を軽くする理由となるか、という、未だ量刑論において扱いの定まっていない問題に取り組んだ研究である。論文は、問題を提起する序章、日本の裁判例と学説を網羅的に整理した第 1 章、量刑上の考慮を否定する見解、違法捜査の苦痛を刑罰の先取りとして量刑上考慮する見解の問題点、違法捜査自体を量刑上考慮する見解の妥当性と限界を指摘した第 2 章、既存の刑罰論の観点からみた帰結とその限界を指摘した第 3 章、自説であるコミュニケーション的刑罰論からの帰結を示した第 4 章、それを踏まえて各論的問題にまで考察を及ぼした第 5 章、結論の要約と台湾法への示唆からなる終章、から構成されている。

本論文の特色は第 1 に、日本の議論及びそれに強い影響を及ぼしているドイツの議論を渉猟するのみならず、その限界を乗り越えるために、英米で有力な表現的刑罰理論、中でもコミュニケーション的刑罰論を詳細に紹介し、その観点から問題の解決を図った点にある。量刑は非難に関するコミュニケーションであるからこそ、事実上の非難に関するコミュニケーションであると評価可能な捜査手続の違法を、量刑において清算する必要がある、との主張は、既存の学説には全くなかった視点であり、独自性が高い。

第 2 に、日本ではまだ十分な検討が行われていない、コミュニケーション的刑罰論の詳細な紹介を行い、独自に応用を図った点である。これ自体、刑罰論に対する重要な貢献であるといえる。

第 3 に、従来の議論では明確でなかった、量刑上の考慮と国家賠償との関係、量刑上の考慮と手続打ち切りとの関係、量刑上の考慮と違法収集証拠排除との関係について、明確な帰結を示した点である。量刑上の考慮の根拠を明確にすることによって、他の制度との観点の違いが明らかになり、その結果、国家賠償や証拠排除が行われてもなお、量刑での考慮が必要であるとの主張が説得的に行われている。また手続を打ち切るべき場合と量刑上考慮すべき場合の区別の基準も明示されている。

他方で、本論文には課題も残されている。例えば、違法捜査を量刑上考慮することの許容性と必要性の区別は、あまり意識されていないように見える。また、コミュニケーション的刑罰論と既存の刑罰論との関係については、なお理論的な整理が十分とはいえない。さらに、コミュニケーションに影響する違法捜査と影響しない違法捜査の区別についての議論も、なお検討の余地がある。そして、繰り返しが多く冗長であり、また自説と他説の区別が明確でない部分が残るという論文構成上の問題もある。とはいえ、これらの課題については、申請者も自覚しており、今後の研究を通じて、解決されていくことが見込まれる。その作業を通じて、本論文が、未だ黎明期にある台湾の量刑論の水準を飛躍的に向上させることも、現実的に期待できる。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者范耕維氏に一橋大学博士 (法学) の学位を授与することが適当であると判断する。